

主要農作物の種子生産に関わる県条例制定等の対応を求める意見書

平成30年4月1日、主要農作物種子法（以下種子法）が廃止された。そもそも種子法は、昭和27年に戦後の食料増産の要請を受け、国・都道府県が主導して優良な種子の生産・普及を進めるために制定されたものであった。静岡県においても高品質な原種・原原種の生産及び供給や、県の主要農作物である米・麦・大豆の品種開発、品質向上など、地域農業の振興に大きな役割を果たしてきた経緯がある。

今般の種子法の廃止に対しては、米・麦・大豆の種子を100%国産で賄う法的根拠と、その財源を失うことや、基幹作物である米の価格安定、優良品種の維持・開発、品種の多様性の確保など、様々な面での影響を懸念する声が上がっている。

又、並行して「農業競争力強化支援法」が成立したこと、その後「種苗法」が改正されたことと相まって、多様な品種が淘汰されてしまうこと、特定企業による種子の独占が起こる可能性があることや、種の自家採取による苗の生産ができなくなることなど、今後の対応によっては農業生産者に混乱を来す恐れがあることが指摘されている。

種子法廃止法案の可決にあたっては、種子法が主要農作物種子の国内自給及び食糧安全保障に多大な貢献をしてきたことに鑑み、優良な種子の流通確保や引き続き都道府県が種子生産等に取り組むための財源措置のほか、特定企業による種子の独占防止などについて、万全を期すことを求める付帯決議がなされている。

静岡県においては、今後も現行の種子生産体制及び普及体制を維持し、米・麦・大豆はもとより、本県の農業の主要農作物、そして伊豆市の主要農作物でもある「わさび」他の生産に関しても、優良な種子の安定供給や品質確保の取り組みに影響を及ぼすことのないよう、又、農業者や消費者に不安を生じさせないよう、主要農作物の種子生産に関わる条例を制定するなど、必要な対応をとることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月19日

伊豆市議会

静岡県知事 川勝 平太 殿